

## 注意事項

### 買受時の条件

1. 原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人。
2. 保留地とは区画整理事業によって生み出され、販売する土地をいいます。  
保留地は区画整理事業が終了するまで登記簿が出来ませんので注意してください。  
事業終了までは契約書ならびに土地引渡書を登記簿の代わりとして保管していただきます。  
「登記識別情報（登記済証）の代理受領」制度により、金融機関から保留地を担保として融資を受けることができます。  
制度の利用を希望する際には、各金融機関へお問い合わせください。
3. 区画整理終了後、施行者（市）が登録免許税を買受者から預かり、土地の登記を行います。  
また、この登記が終了するまで原則として他人に譲渡することは出来ません。

### 申出から引渡しまでの流れ

